

岡谷市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 岡谷市立小・中学校管理規則（昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「道徳」の次に「(小学校にあつては、特別の教科である道徳)」を加える。

第11条第2項第1号中「道徳」を「中学校において道徳」に改める。

第2条 岡谷市立小・中学校管理規則の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「道徳（小学校にあつては、特別の教科である道徳）」を「特別の教科である道徳」に改める。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

岡谷市立小・中学校管理規則（昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(教育課程の届出)</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 各教科及び道徳（小学校にあっては、特別の教科である道徳）の学年別の指導計画の概要</p> <p>(2) 特別教育活動の種類、組織、時間数及び活動の概要</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の時間数</p> <p>(4) 学校行事等の計画</p> <p>(教材の届出等)</p> <p>第11条 校長は、学校において教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書（以下「準教科書」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 校長は、学校において次の各号に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 中学校において道徳の主たる教材として使用する図書</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(3) 各種の学習帳</p>	<p>(教育課程の届出)</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 各教科及び道徳の学年別の指導計画の概要</p> <p>(2) 特別教育活動の種類、組織、時間数及び活動の概要</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の時間数</p> <p>(4) 学校行事等の計画</p> <p>(教材の届出等)</p> <p>第11条 校長は、学校において教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書（以下「準教科書」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 校長は、学校において次の各号に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 道徳の主たる教材として使用する図書</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(3) 各種の学習帳</p>

岡谷市立小・中学校管理規則（昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
<p>(教育課程の届出)</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 各教科及び特別の教科である道徳の学年別の指導計画の概要</p> <p>(2) 特別教育活動の種類、組織、時間数及び活動の概要</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の時間数</p> <p>(4) 学校行事等の計画</p> <p>(教材の届出等)</p> <p>第11条 校長は、学校において教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書（以下「準教科書」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 校長は、学校において次の各号に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <b>【削除】</b></p> <p>(1) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(2) 各種の学習帳</p>	<p>(教育課程の届出)</p> <p>第6条 校長は、前条に規定する教育課程を編成するときは、次の事項について、教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 各教科及び道徳（小学校にあっては、特別の教科である道徳）の学年別の指導計画の概要</p> <p>(2) 特別教育活動の種類、組織、時間数及び活動の概要</p> <p>(3) 総合的な学習の時間の時間数</p> <p>(4) 学校行事等の計画</p> <p>(教材の届出等)</p> <p>第11条 校長は、学校において教科書が発行されていない教科の主たる教材として使用する図書（以下「準教科書」という。）を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 校長は、学校において次の各号に掲げる教材を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) 中学校において道徳の主たる教材として使用する図書。</p> <p>(2) 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本又はこれに類する図書</p> <p>(3) 各種の学習帳</p>